

事例2 日立金属(株)による(株)三徳の株式取得

第1 本件の概要

本件は、日立金属株式会社（法人番号3010401038783）（以下「日立金属」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「日立金属グループ」という。）が、ネオジム磁石合金等の製造販売業を営む株式会社三徳（法人番号3140001001609）（以下「三徳」といい、三徳と既に結合関係が形成されている企業の集団を「三徳グループ」という。また、日立金属と三徳を併せて「当事会社」といい、日立金属グループと三徳グループを併せて「当事会社グループ」という。）の株式に係る議決権を50%を超えて取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第2 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) ネオジム磁石合金

ネオジム磁石合金は、レア・アースと呼ばれる希土類元素であるネオジム（Nd）、プラセオジム（Pr）及びジスプロジウム（Dy）に鉄やホウ素等を加えた合金であり、ネオジム磁石の材料として使用されている。

ネオジム磁石合金は、主にストリップキャスト法（SC法）と呼ばれる方法により製造される。SC法は金属を溶解させ、その溶湯を銅ロール上に注いで急冷凝固させる鑄造方法をいう。

合金メーカーは、磁石メーカーから希土類の配合比率や冷却温度等について仕様の指定を受け、当該仕様に基づいて合金製造を行っている。他方、鑄造条件によって合金の組織の大きさや不純物の量といった組成が異なるため、合金メーカー側も製造方法についてノウハウを有しており、当該ノウハウは各社の機密事項になっている。

当事会社グループのうち、三徳グループは、ネオジム磁石合金の製造を行っている。

(2) ネオジム磁石

ネオジム磁石は、希土類を原材料として製造される永久磁石であり、現在製造される磁石の中で最も磁力が強い磁石である。その磁力の強さから、自動車駆動用モーター、ハードディスクドライブ、エアコンのモーター、エレベーターの巻上機等に用いられている。

ネオジム磁石は、ネオジム焼結磁石（以下「焼結磁石」という。）とネオジムボンド磁石（以下「ボンド磁石」という。）に大別される。

焼結磁石は、SC法により製造されたネオジム磁石合金を粉砕し、強磁場をかけて成型し、焼結、熱処理を行うことにより製造する磁石である。一方、ボンド磁石は、ネオジム磁石合金を磁粉状にし、樹脂等と混合した後に成型固化するものである。一般的に、樹脂と混合する分、焼結磁石よりボンド磁石の方が磁力が弱く、耐熱性が低くなる一方、成型加工が容易であり、価格が低いという違いがある。

当事会社グループのうち、日立金属グループは、合金メーカーからネオジム磁石合金を

調達し、ネオジム磁石の製造を行っている。

2 商品範囲

(1) ネオジム磁石合金

ネオジム磁石合金は、ネオジム磁石の原料としてのみ用いられるものである。ネオジム磁石の原料として他に代替することができる合金は存在しないことから、他の合金との間に需要の代替性は認められない。また、ネオジム磁石合金と他の合金とでは、製造設備・工程が異なり、他の合金からネオジム磁石合金の製造に切り替えるためには、多額の設備投資費用を要することに加え、製造に当たってのノウハウも必要となることから、他の合金からネオジム磁石合金に製造を切り替えることは容易ではなく、他の合金との間に供給の代替性も認められない。

次に、ネオジム磁石合金には、SC法による合金（以下「SC合金」という。）と、遠心鑄造法等、SC法以外の製造方法の合金（以下「他製法合金」という。）があり、当事会社グループ及び競争事業者のA社が主に製造するのはSC合金である。この点、他製法合金とSC合金とでは品質に違いがあり、最終需要者からネオジム磁石合金の製法について、SC合金か他製法合金かを指定されることもある。よって、SC合金と他製法合金とでは需要の代替性は限定的である。また、SC合金と他製法合金では製造設備や必要となる特許等が異なり、製造の切替えも容易ではないことから、供給の代替性も認められない。

以上のことから、商品範囲を「SC合金」として画定した（以下、SC合金を単に「ネオジム磁石合金」と記載する。）。

(2) ネオジム磁石

永久磁石には、ネオジム磁石以外の磁石も存在するが、ネオジム磁石と同程度の磁力を有する磁石は存在せず、他の磁石との間に需要の代替性は認められない。また、他の磁石とネオジム磁石とでは、製造設備や必要となる特許等が異なり、製造の切替えも容易ではないことから、供給の代替性も認められない。

次に、焼結磁石とボンド磁石は品質や価格が異なっているが、最終需要者は両者を分けて仕様を指定することはなく、最終需要者の必要とする品質基準（磁束密度、保磁力等）を満たせばいずれも使用されていることから、焼結磁石とボンド磁石との間には一定の需要の代替性が認められる。

以上のことから、商品範囲を「ネオジム磁石」として画定した。

3 地理的範囲

ネオジム磁石合金について、日本国内において輸送上の制約はなく、地域によって価格が異なることもない。また、ネオジム磁石合金メーカーは、日本全国において、需要者である磁石メーカーに対してネオジム磁石合金を販売しており、磁石メーカーもネオジム磁石合金メーカーを地理的に区別することなく調達を行っている。

この点、ネオジム磁石についても同様である。

したがって、ネオジム磁石合金及びネオジム磁石それぞれについて、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

三徳グループは、ネオジム磁石合金を製造販売しており、日立金属グループはそれを用いてネオジム磁石の製造販売を行っていることから、本件はネオジム磁石合金を川上市場、ネオジム磁石を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。

1 当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

(1) 川上市場

ネオジム磁石合金の製造販売業に関する当事会社グループ及び競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約6,000、当事会社グループの市場シェアは約75%であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

三徳グループ以外にネオジム磁石合金を外販している有力な競争事業者としては、市場シェア約20%のA社が存在する。

なお、ネオジム磁石合金を内製し、自己消費している磁石メーカーもある。

【平成28年度におけるネオジム磁石合金の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	三徳グループ	約75%
2	A社	約20%
	輸入	0-5%
	合計	100%

(2) 川下市場

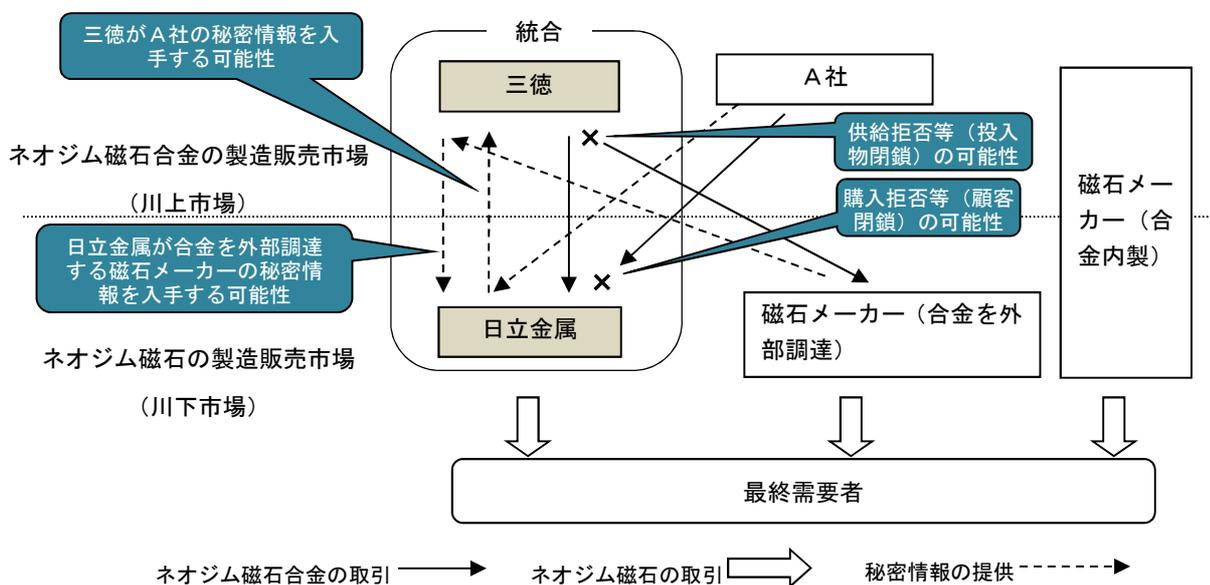
ネオジム磁石の製造販売業に関する当事会社グループ及び競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約3,100、当事会社グループの市場シェアは約30%であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

日立金属グループ以外に、有力な競争事業者として市場シェア約40%のB社及び約15%のC社などが存在する。磁石メーカーには、ネオジム磁石合金を内製し自己消費しているメーカーと、ネオジム磁石合金を外部調達しているメーカーがある。

【平成28年度におけるネオジム磁石の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	B社	約40%
2	日立金属グループ	約30%
3	C社	約15%
	その他	約10%
	輸入	0-5%
合計		100%

図 本件行為の概要図



2 ネオジム磁石合金の供給拒否等

(1) 投入物閉鎖を行う能力

三徳グループが、日立金属グループ以外のネオジム磁石の製造販売業者に対して、ネオジム磁石合金の供給の拒否又は日立金属グループとの取引と比較して不利な条件での取引（以下、この行為を「投入物閉鎖」という。）を行うことにより、ネオジム磁石市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する。

ネオジム磁石合金は、磁石メーカーからの仕様に基づき、オーダーメイドで製造される製品であり、新たなネオジム磁石合金の製造には一定期間が必要になる。磁石メーカーが三徳グループのみから調達しているネオジム磁石合金も一定数あり、当該ネオジム磁石合金については、容易に調達先を切り替えることができない状況にあると認められる。

したがって、磁石メーカーが調達先の切替えを行うには少なくとも一定期間を要し、当事会社グループは投入物閉鎖を行う能力を有していると認められる。

(2) 投入物閉鎖を行うインセンティブ

日立金属グループの供給余力が相当程度あること、日立金属グループの最終需要者に販

売するネオジム磁石の売上額が三徳グループのネオジム磁石合金の売上額全体よりも数倍大きいこと等に鑑みれば、投入物閉鎖により当事会社グループの利益が増加する可能性があり、当事会社グループは投入物閉鎖を行うインセンティブを有していると認められる。

(3) 小括

磁石メーカーには、ネオジム磁石合金を内製しているメーカーと外部調達しているメーカーがあり、前者は投入物閉鎖の影響を受けないが、後者は影響を受け、競争力を削がれる可能性がある。したがって、投入物閉鎖により、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

3 ネオジム磁石合金の購入拒否等

(1) 顧客閉鎖を行う能力

日立金属グループが、三徳グループ以外のネオジム磁石合金の製造販売業者に対して、ネオジム磁石合金の購入の拒否又は三徳グループとの取引と比較して不利な条件での取引（以下、この行為を「顧客閉鎖」という。）を行うことにより、ネオジム磁石合金市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する。

川下市場における当事会社グループの市場シェアは約30%である。A社は、現在日立金属グループに対して相当量のネオジム磁石合金の販売を行っているが、顧客閉鎖がなされた場合に、合金を内製している磁石メーカーに対して販売先を切り替えることはできず、合金を外部調達している磁石メーカーに対しても、切替えには一定期間を要する。また、ネオジム磁石合金はオーダーメイド品であり、日立金属向けに調達した原材料の中には、他の磁石メーカー向けに用いることができないものもある。その結果、在庫の滞留や当面の設備稼働率の低下等により、コスト競争力が低下するおそれもある。

したがって、当事会社グループは顧客閉鎖を行う能力を有していると認められる。

(2) 顧客閉鎖を行うインセンティブ

国内でネオジム磁石合金を外販している事業者は、三徳グループ及びA社の2社のみであるが、日立金属グループが顧客閉鎖を行い、A社が市場から排除されると、川上市場は当事会社グループのみとなる。また、三徳グループは十分な供給余力を有しており、日立金属グループが顧客閉鎖を行うことにより、三徳グループの設備稼働率を上げることも可能となる。このため、顧客閉鎖により当事会社グループの利益が増加する可能性があり、当事会社グループは、顧客閉鎖を行うインセンティブを有していると認められる。

(3) 小括

以上のことから、顧客閉鎖により、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

4 当事会社グループ内で競争事業者の秘密情報が共有されることによる市場への影響

(1) 三徳グループが合金メーカーの秘密情報を入手することによる市場への影響

本件行為後、三徳グループは日立金属グループを通じて、A社の合金販売価格、数量、組成等の競争上センシティブな情報（秘密情報）を入手し得る。そして、三徳グループが当該秘密情報を自己に有利に用いることにより、A社が不利な立場に置かれ、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

(2) 日立金属グループが磁石メーカーの秘密情報を入手することによる市場への影響

本件行為後、日立金属グループは三徳グループを通じて、ネオジム磁石合金を外部調達している磁石メーカーの合金調達価格、数量、組成等の競争上センシティブな情報（秘密情報）を入手し得る。そして、日立金属グループが当該秘密情報を自己に有利に用いることにより、ネオジム磁石合金を外部調達している磁石メーカーが不利な立場に置かれ、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

5 総括

以上のとおり、本件行為によって、投入物閉鎖又は顧客閉鎖が行われ、若しくは当事会社グループ間で川上市場・川下市場の競争事業者の秘密情報が共有されることで、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

第4 当事会社による問題解消措置の申出

本件行為により、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる旨を当事会社に対して伝えたところ、当事会社から、大要以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）を採る旨の申出を受けた。

1 取引継続に係る措置

(1) 三徳は、磁石メーカーに対し、本件行為実行日から5年間、原材料費（本件問題解消措置申出時点において各磁石メーカーとの間の取引に適用される価格）及び加工費（各磁石メーカーとの間でそれぞれ合意する金額）の合計額にて、三徳が平成26年度ないし平成28年度の各年度において供給した数量の平均値を上限とする数量のネオジム磁石合金の供給を行う。

(2) 日立金属は、A社から、本件行為実行日から原則1年間、本件問題解消措置申出時点におけるA社との間の品種ごとの取引価格を上限とする価格にて、日立金属が平成26年度ないし平成28年度の各年度において供給を受けた数量の平均値を上限とする数量のネオジム磁石合金の供給を受ける。

2 当事会社における情報遮断措置

(1) 組織上の遮断及び情報へのアクセス制限

当事会社は、一方当事会社が有する競争事業者とのネオジム磁石合金及びネオジム磁石

の取引に係る価格、数量、組成等の非公知情報を他方当事会社に開示しない。

また、当事会社は、上記非公知情報について、他方当事会社の役職員がアクセスできないようにする措置を講じる。

(2) 誓約書の取得

当事会社は、競争事業者とのネオジム磁石合金及びネオジム磁石の取引に係る非公知情報にアクセスする役職員に対し、当該情報を他方当事会社の役職員に開示しないよう周知し、かつ、本件問題解消措置を遵守すること、及び万一これに違反した場合には就業規則等に基づき懲戒処分の対象になり得ることを了解する旨の誓約書を提出させる。

3 定期報告の実施

当事会社は、前記1の磁石メーカー及び合金メーカーとの取引内容並びに前記2の情報遮断措置の遵守状況について、本件行為実行日から原則として5年間、1年に1度、公正取引委員会に対して報告する。

第5 本件問題解消措置に対する評価

競争事業者へのヒアリングの結果も踏まえると、前記第4の1の取引継続に係る措置が採られた場合、競争事業者の競争力が維持されるほか、将来投入物閉鎖・顧客閉鎖がなされた場合に取引先を切り替えられるだけの十分な準備期間が与えられるため、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じないと考えられることから、当該措置は適切なものであると評価できる。

また、前記第4の2の情報遮断措置が採られた場合、競争事業者の製品に係る情報が当事会社グループ内で共有されることはなく、川上市場又は川下市場において、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じないと考えられることから、当該措置も適切なものであると評価できる。

さらに、履行監視の観点から、定期報告は有効な措置であると認められる。

以上のとおり、本件問題解消措置により、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じない。

第6 結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した¹。

¹ 本件の川下市場においては、投入物閉鎖の影響を受けない独立した事業者からの競争圧力や、最終需要者である自動車メーカー等からの競争圧力等も一定程度存在すると考えられるが、本件問題解消措置により、市場の閉鎖性・排他性が生じないことから、これら競争圧力の程度を考慮に入れるまでもなく、本件は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。